ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2014 年 6 月 24 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Topics ～弊事務所が法曹専門雑誌 Asian Legal Business(ALB)にて Best China Practice of the Year を本年度も受賞(3年連続受賞)～

Ⅰ 中国相談室 弁護士 濱本 浩平/ニューヨーク州弁護士 安 然

Ⅱ 中国法令アップデート

- 工商行政管理機関による知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定(意見募集稿)
- 事業者結合の届出に関する指導意見
- 企業信用情報公示システムを通じた工商行政管理機関による行政処罰案件情報の公示に関する規定(意見募集稿)
- 企業名称登記管理実施弁法(改正意見募集稿)
- 企業経営範囲登記管理規定(改正意見募集稿)
- 著作権法(改正案審議稿)
- 商標評議審査規則(改正)(国家工商行政管理総局)

Ⅲ 台湾法令アップデート

- 金融消費者保護法
- 金融持株会社法
- 保険法
- 大量解雇労働者保護法
- 団体協商法
- 就業保険法
- 租税徴収法
- 付加価値型及び非付加価値型営業税法
- 所得税法
- 中小企業発展条例
- 知的財産案件審理法

Ⅳ 中国万感

～北京の消暑(暑気払い)～ 弁護士 横井 傑

© Anderson Mori & Tomotsune

Topics

～当事務所は、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business（ALB） にて、中国法務を扱う日本の法律事務所の中で最も優秀な法律事務所に与えられる Best China Practice of the Year を本年度も受賞致しました（3年連続受賞）～

2014 年 6 月 17 日、ザ･リッツ･カールトン東京にて、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business（ALB）主催の"ALB Japan Law Awards 2014"の授賞式が開催されました。

当事務所は、中国法務の分野での活躍が評価され、Best China Practice of the Year を受賞しました。

当事務所による同賞の受賞は 2012 年から 3 年連続となりました。

また、当事務所は他にも、Japan Deal of the Year 及び Equity Market Deal of the Year: Global Initial Public Offering of shares of Suntory Beverage & Food Ltd.（サントリー食品インターナショナル、東証上場案件）及び Real Estate Deal of the Year: Japanese IPO of Nippon Prologis REIT（日本プロロジスリート投資法人、東証上場案件）を受賞しました。

さらに、当事務所は本年から創設された東南アジア法務の賞である Best South East Asia Practice of the Year を受賞しました。

これもひとえにクライアントの皆様の変わらぬお引き立ての賜物と衷心より感謝申し上げます。

今後もクオリティーとスピードの向上に努めて参りますので、一層のご高配を賜りますようお願い申しあげます。

※　更なる詳細はこちらからご覧頂けます。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ 中国相談室

弁 護 士　濱 本　浩 平

ニューヨーク州弁護士　安　然

新「事業者結合届出に関する指導意見」について

事業者結合届出の具体的な手続を定めるガイドラインとして商務部反独占局が公表していた「事業者結合届出に関する指導意見」(「指導意見」)の改正版が 2014 年 6 月 6 日付けで公表された(「新指導意見」。なお改正前のものを「旧指導意見」という。)[1]。指導意見はいわゆる「規範性文書」であり、反独占局における事業者結合届出案件の取扱い・処理の基準になる重要な文書である。
今回の改正は全 12 条から全 30 条へと大幅に条文数を増加させるもので、改正内容は、(i)既に事業者結合届出弁法等に含まれる内容を取り込む部分と、(ii)今回新たに追加された部分に大きく分けることができる。
本稿はそのうち(ii)今回新たに追加された内容について簡単な紹介を試みるものである。新指導意見全体の内容については全訳を参照されたい。

今回新たに追加された内容は主に次の 3 点である。
(1) 支配権の取得の判断要素(3 条及び 4 条)
(2) 事前相談の手続・内容(9 条から 12 条)
(3) 届出時期の限定(14 条)

1 「支配権の取得」の判断要素(3 条及び 4 条)

反独占法においては、(a)合併、(b)持分又は資産の取得により他の事業者の支配権を取得する場合、(c)契約等の方法により他の事業者の支配権を取得し、又は他の事業者に対して決定的な影響を与えうる場合が「事業者結合」とされているものの、どのような場合に「支配権を取得」や「決定的な影響を与えうる」に当たるのかを具体化する法令等は存在せず、特にマイノリティ出資の場合にもこれらに該当するのかが明確ではない。

事業者結合届出弁法の制定過程においては、パブコメ稿において、マイノリティ出資の場合について、(a)他の事業者の 1 名以上の取締役会構成員又は重要な管理人員の任命、(b)予算、(c)経営販売、(d)価格決定、(e)重大な投資、(f)その他の重要な管理及び経営方針を決定できることが「支配権の取得」に含まれるとされる一方で、(g)定款変更、(h)資本金の増減、(i)清算等について拒否権を持つことは「支配権の取得」に当たらないという基準が示されていたが、かかる基準は公布された同弁法では削除されていた。

新指導意見では、この「支配権を取得」及び「決定的な影響を与えうる」(以下まとめて「支配権を取得」という。)について、次の事項が規定された(新指導意見 3 条)。

(1) 支配権には単独支配権と共同支配権が含まれる。
(2) 事業者が取引を通じて他の事業者の支配権を取得したかの判断に当たっては、多くの法的・事実的要素を考慮する必要がある。

[1] http://fldj.mofcom.gov.cn/article/xgxz/201406/20140600614679.shtml

© Anderson Mori & Tomotsune

(3) かかる判断に当たっては結合合意(合弁契約等)や定款が最も重要な根拠となるが、これらは唯一の根拠ではない。
(4) 結合合意や定款において支配権を取得していないと見える場合であっても、持分の分散状況等に鑑み、実際上支配権を取得している場合には「支配権を取得」した場合にあたる。
(5) 支配権を取得したかの判断に当たっては以下の要素(これに限らない。)が通常考慮される。
- 取引の目的及び将来の計画
- 取引前後の持分構造及びその変化
- 株主総会の決議事項及び決議方法、並びに過去の出席率及び決議状況
- 取締役会又は監査役会の構成及びその決議方法
- 高級管理職の任免等
- 株主・取締役間の関係、議決権行使の委任等
- 問題となる事業者との間の重要な商業関係、協業合意等

以上の規定によって少なくとも何が「支配権を取得」した場合か全く基準がないという状況は解消されたものの、セーフハーバーが設定されたわけではなく、今後も微妙なケースでは判断基準が曖昧であるが故に判断に迷うことになり、場合によっては事前相談による確認が必要という状況には変わりがないと思われる。

なお、合弁会社の設立について、当該合弁会社が 1 つの事業者によって単独支配される場合は事業者結合に当たらないという基準も明記された(新指導意見 4 条)。すなわち、合弁会社新設の場合に単独支配に当たる場合に届出不要とする余地を認めるものであるが、実際にどのような場合に単独支配になるかという点は上記(1)から(5)に照らして判断されることから、やはり何が単独支配かという判断基準の曖昧さが残る。

2 事前相談の手続・内容(9 条から 12 条)

事前相談の手続・内容については、これまで、事業者結合届出弁法 8 条と旧指導意見 1 条に簡単な規定が存在するのみであったが、新指導意見では、(1)事前相談の対象が立件前の事業者結合であること(未届出及び届出済のものが含まれる。)、(2)事前相談は任意であること、(3)相談の申請はファクシミリ・郵送等の方式で提出すべきことが規定されたほか、(4)相談内容(届出の要否、関連市場の画定等)も例示列挙された。

3 届出時期の限定

新指導意見では届出時期を「結合合意の締結後、結合の実行前」に限定されている(新指導意見 14 条 1 項)。

事業者結合届出をどこまで前倒しできるかという点については、届出書様式において合理的な理由がある場合に結合合意の締結前にも届出を行うことが出来るとされており(様式の注 23)、例えば契約内容について当事者間で事実上合意がなされており機関決定を待つのみという状況で、未締結の最終版ドラフトを添付して届出書を提出し、締結後に締結版を補充提出するといったプラクティスも存在した(立件は締結版の提出後となるものの、立件前に内容に関わる補充質問がなされる可能性があり、補充質問対応を前倒して行える可能性があった。)。かかるプラクティスは新指導意見の下では取りえなくなる可能性がある。

4 その他

以上のほか新指導意見で追加された主なものとしては以下を挙げることが出来る。引用する条文は全て新指導意見のものである。

© Anderson Mori & Tomotsune

(1) 売上高の計算に関する規定の補充(5 条から 7 条)
(2) 届出義務者が複数の場合の取扱い(13 条 2 項)
(3) 届出書の「受理」と「立件」の区別の明記(15 条、16 条)
(4) 届出書のオンライン提出(17 条)
(5) 届出後に取引内容に実質的な変更が生じた場合の撤回・再届出(18 条 2 項)
(6) 届出書の撤回(19 条)
(7) 外国語の文書について抄訳を提出できること、及び会社名等の固有名詞についての中国語名提出義務(23 条 2 項・3 項)

5 終わりに

事業者結合届出については、昨年秋のオンライン提出導入、本年に入り簡易案件手続の開始、そして今回の新指導意見の公表と、制度・運用の変化が続いている。本ニュースレターでは新指導意見を前提とした運用や今後の法令等について引き続き情報提供に努めていきたい。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

＜独占禁止法＞

工商行政管理機関による知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（意見募集稿）

［ポイント］ 本規定（意見募集稿）は、「独占禁止法」に基づき、同法第 55 条が定める知的財産権の行使に関する同法の適用除外についてより具体的に定めたものである。本規定には、知的財産権の行使による独占的協定、市場支配的地位濫用と認定される場合について定めているほか、独占禁止法第 13 条 1 項(6)号（水平的協定）及び同第 14 条(3)号（垂直的協定）と認定されない場合の条件を明らかにしている。なお、独占禁止法と知的財産権については、「知的財産権分野の独占禁止法執行に関するガイドライン」の制定作業が別途進められており、こちらも注目される。

（意見募集期間：2014 年 6 月 11 日～同年 7 月 10 日）

［原文］ 工商行政管理机关禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定（征求意见稿）

事業者結合の届出に関する指導意見

［ポイント］ 本意見については本号の「中国相談室」を参照されたい。

（2014 年 6 月 6 日公布）

［原文］ 关于经营者集中申报的指导意见

＜企業情報公示制度＞

企業信用情報公示システムを通じた工商行政管理機関による行政処罰案件情報の公示に関する規定（意見募集稿）

［ポイント］ 中国では、2014 年 2 月 7 日に国務院から公布された「登録資本登記制度の改革方案の通知」に基づき、従来の「年度検査制度」は「企業情報公示制度」に変更されることになった。本規定は、工商行政管理機関が企業信用情報公示システムを通じて行政処罰案件情報を公開する場合の原則、範囲、内容、手続等を規定するものである。公示内容からは商業機密、個人情報等が除外されている。手続としては、工商行政管理機関が行政処罰を決定した日から 20 業務日内に公示を行うこととされている。

（意見募集期間：2014 年 6 月 6 日～同年 7 月 7 日まで）（国家工商総局）

［原文］ 通过企业信用信息公示系统公示工商行政管理机关行政处罚案件信息规定（征求意见稿）

＜企業名称登記＞

企業名称登記管理実施弁法（改正意見募集稿）

［ポイント］ 本弁法は、現行の弁法を改正しようとするものである。本弁法は、工商行政管理当局において登記される企業法人等の名称について規定する。本弁法では、企業名称の配列につい

© Anderson Mori & Tomotsune

て明確化するとともに、名称に「集団」を記載できる条件等を定める。更に企業名称の事前確認の有効期限(6 ヶ月)について、1 回に限り 6 ヶ月を超えない範囲で延長できることなども規定されている。
(意見募集期間:2014 年 6 月 5 日～同年 6 月 19 日まで)(国家工商総局)
[原文] 企业名称登记管理实施办法（修订征求意见稿）

＜経営範囲の登記管理＞

企業経営範囲登記管理規定(改正意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、現行の弁法を改正しようとするものである。本弁法は、企業の「経営範囲」の登記管理について規定する。経営範囲は、原則として投資者や企業が、「国民経済産業分類」に従って作成し、工商行政管理機関に申請することになるが、本弁法では、同分類に記載のない新しい産業や経営項目については、政策文書や業界の慣習等に従って作成できることが規定されている。また、工商登記制度改革により「先照後証」(営業許可証を先に取得し、特別な許可証は後に取得する制度)が採用されたことにより、これまでの「許可経営項目」と「一般経営項目」という区分が廃止されている。
(意見募集期間:2014 年 6 月 5 日～同年 6 月 19 日まで)(国家工商総局)
[原文] 企业经营范围登记管理规定（修订征求意见稿）

＜知的財産法＞

著作権法(改正案審議稿)

[ポイント] 本法(改正案審議稿)は、現行法の改正案であり、2012 年 7 月に公表された改正案第二稿に続くものである。現行法下では、著作権侵害の賠償につき、権利者の実際の損害額、これが確定できないときは侵害者の違法所得額、さらにこれが確定できないときは 50 万人民元以下とされている。本改正案では、計算方法の選択が権利者に委ねられ、権利者が任意に選択できることが明らかにされた(このほか、改正案第二稿で定められていた賠償額の算定方法である「権利取引費用の合理的倍数」は維持されている。また、同様に、50 万人民元から 100 万人民元への増額も維持されている。)。また、改正案第二稿でも存在していた懲罰的損害賠償は、本改正案でも維持されているが、懲罰的損害賠償を認めるかどうかにつき、人民法院に裁量があることが明らかにされている。
(意見募集期間:2014 年 6 月 6 日～同年 7 月 5 日)
[原文] 中华人民共和国著作权法（修订草案送审稿）

商標評議審査規則(改正)(国家工商行政管理総局)

[ポイント] 本規則(改正)は、「商標法」、「商標法実施条例」に基づき、商標権無効宣告手続や商標登録出願拒絶に対する不服申立手続等に際して行われる商標評議審査委員会による商標評価審査手続について定めたものである。2014 年 2 月 10 日に意見募集が行われていたが、このたび正式に公布された。2 月の意見募集稿からは、主に商標評議審査委員会が行う送達に関する規定などが追加されている。
(2014 年 5 月 28 日公布、同年 6 月 1 日施行)(国家工商行政管理総局令第 65 号)
[原文] 商标评审规则

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】◆

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ 台湾法令アップデート

台湾弁護士　呉　暁青

〈金融規制〉

金融消費者保護法

〔ポイント〕今回の改正のポイントは、改正個人情報保護法に合わせた個人情報保護規制の見直し及び金融機関の善管注意義務・忠実義務の明文化である。今回の改正により、金融機関は消費者に対し、個人情報保護に関連する権利、個人情報の利用を拒否する場合に被りうる不利益を説明する義務を負うこととなった。また、消費者の信用情報に関する自主権を強化するために、金融機関が与信業務を行う際、借受人の資金使途、返済原資、債権保証、与信の見込みなどの与信原則に配慮しなければならず、消費者が金融機関間の信用調査業者に対して情報の開示を拒否したことを唯一の理由として、与信拒否を行ってはならないと定められている（金融消費者保護法 10 条 2 項）。
（2014 年 6 月 4 日公布、施行日は行政院が別途定める。）
〔原文〕金融消費者保護法

金融持株会社法

〔ポイント〕今回の改正のポイントは、改正個人情報保護法に合わせた個人情報保護規制の見直しである。改正後の金融持株会社法第 43 条によると、金融持株会社はその子会社と共同でマーケティングを行う場合、顧客の氏名及び住所以外の個人情報、取引資料などの情報の収集、処理または使用にあたって、個人情報保護法を遵守しなければならない。金融持株会社親子会社間における氏名・住所以外の個人情報の取扱いは、改正前のオプトアウト規制からオプトイン規制に変更された。
（2014 年 6 月 4 日公布、同日施行）
〔原文〕金融控股公司法

〈保険法〉

保険法

〔ポイント〕今回の改正のポイントは、①保険会社がその投資する会社の董事・監査役の選任について、議決権を行使することができないこと、②保険会社の外国投資制限の最高額の算定について、従来算入された外貨建債券、外国保険会社の買収が除外されることになった点である。今回の改正の目的は、主に保険会社の投資リスクの低減および海外投資規制の緩和である。
（2014 年 6 月 4 日公布、同日施行）
〔原文〕保險法

〈労働関係〉

大量解雇労働者保護法

〔ポイント〕台湾では、労働者を「大量解雇」する場合には、大量解雇労働者保護法の規制の適用を受ける。改正前の大量解雇労働者保護法における「大量解雇」の定義は、「同一の工場・営業所内の一定比率または人数の従業員を解雇する」場合とされており、営業所が散在し、各営業所の従業員数が少ない業種（たとえばコンビニエンスストアなどのフランチャイズ業）に適用するのが困難であるという問題点が指摘されていた。この問題を解決するために、今回の改正では、「大量解雇」の定義に「会社が 60 日以内に 200 人を超える労働者を解雇すること」が追加された。
（2014 年 6 月 4 日公布、同日施行）
〔原文〕大量解僱勞工保護法

© Anderson Mori & Tomotsune

団体協商法
〔ポイント〕本改正は、労使協商の長期間のデッドロックを回避することを目的とするものである。今回改正された団体協商法第6条によると、労使間の協商が6ヶ月を超えた場合、労使のいずれかが「協商拒絶」と認めるとき、仲裁に付することができる。
(2014 年 6 月 4 日公布、施行日は行政院が別途定める。)
〔原文〕團體協約法

就業保険法
〔ポイント〕本改正は、労働者の生活水準の確保という就業保険制度の趣旨を実現することを目的としている。今回改正された就業保険法第 22 条によれば、失業手当、職業訓練手当、育休手当、就業奨励手当などを受領する労働者は、その給付額が債務相殺、抵当、担保、強制執行の対象とされないように、労働保険局の証明書類を提出し、金融機関に特別口座を開設することができるようになった。
(2014 年 6 月 4 日公布、施行日は行政院が別途定める。)
〔原文〕就業保險法

〈租税〉

租税徴収法
〔ポイント〕今回の改正のポイントは、税務機関が職務執行時に取得した個人情報の保護の強化である。改正前において税務機関が職務執行時に取得できる個人情報には、納税義務者の財産、所得、営業及び納税額などの税務情報のみならず、婚姻状況、贈与、疾病、医療記録、借入状態なども含まれていた。今回改正された租税徴収法第 30 条によれば、税務機関の調査範囲は、必要な課税目的を超えない「帳簿、文書その他関連書類」に限定されている。今回の改正により、納税義務者のプライバシーがより一層保護されることが見込まれる。
(2014 年 6 月 4 日公布、施行)
〔原文〕稅捐稽徵法

付加価値型及び非付加価値型営業税法
〔ポイント〕今回の改正のポイントは、銀行業、保険業を経営する銀行、保険業の売上高に関する営業税の税率が、2%から 5%に引き上げられたことある。
(2014 年 6 月 4 日公布、施行日は行政院が別途定める。)
〔原文〕加值型及非加值型營業稅法

所得税法
〔ポイント〕今回の改正のポイントは行政院が公表した「財政健全方案」に従って、高所得者に対する所得税の税率を上げ、一般所得者の所得税控除額を拡大することにより、貧富の格差の縮小及び応能原則(ability-to-pay principle)を実現することである。改正後の所得税法によると、年収がニュー台湾ドル(以下同じ。)1,000 万元を上回る場合、その所得税の税率は 40%から 45%に引き上げられる(同法 5 条)。中低所得者、給与所得者、特殊障害家族のいる納税者の税金負担を緩和するために、標準控除額につき個人の控除額は 7.9 万元から 9 万元(配偶者のいる納税者の控除額はその倍とする)に、給与所得控除額及び心身障害特別控除額はともに 10.8 万元から 12.8 万元に引き上げられる(同法 17 条)。
(2014 年 6 月 4 日公布、66 条の 4、66 条の 6、73 条の 2 は 2015 年 1 月 1 日より施行する。その他の条文は 2015 年度より施行する。)
〔原文〕所得稅法

© Anderson Mori & Tomotsune

〈中小企業〉

中小企業発展条例

〔ポイント〕今回の改正により、中小企業の研究開発を奨励するために、今後中小企業はその投入した研究開発費用の一定比率について、営利事業所得税（日本の法人税に相当）の減額を受けられることになった。今回改正された中小企業発展条例 35 条 1 項によると、中小企業は研究開発に投入した費用について、次のいずれかの方法により営利事業所得税の減額優遇を受けることができる。①投入費用の 15%を上回らない金額を当年度の営利事業所得税の税額に充てる、②投入費用の 10%を上回らない金額を今後 3 年の各年度の営利事業所得税の税額に充てる。（2014 年 6 月 4 日公布、施行、ただし 35 条、35 条の 1、36 条の 2 の施行期間は 2014 年 5 月 20 日より 10 年とする。）

〔原文〕中小企業發展條例

〈知的財産〉

知的財産案件審理法

〔ポイント〕今回の改正により、営業秘密侵害事件について、当事者が、営業秘密が侵害されたことまたは侵害されるおそれがあることを釈明し、他方当事者がそれを否認した場合、裁判所は他方当事者に対し、一定の期間内に否認理由について具体的な答弁を行うよう命じることができ、他方当事者が正当な理由なく、所定期間内に答弁せず、または答弁内容が具体的ではないと認めたとき、裁判所は事情を斟酌し、当事者が釈明した内容が真実であると認めることができるようになった。

（2014 年 6 月 4 日公布、施行日は司法院が別途定める。）

〔原文〕智慧財產案件審理法

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【北京の消暑（暑気払い）】

弁護士　横井　傑

日本では先日梅雨入りしたそうだが、梅雨のない北京には一足先に夏が来て、街のいたるところに消暑（暑気払い）の文字が見られるようになった。北京は、緯度としては岩手県あたりで、その名のとおり北の都だが、夏は 40 度を超える日が続く暑さの厳しい街である。

汗が噴き出る暑い夏には冷たいビール、というのは日本人も北京っ子も変わらないが、北京っ子にはもう一つ夏定番の飲み物がある。烏梅（青梅の燻製）、サンザシ、桂花、甘草などを煮出して氷砂糖をいれたジュース、酸梅湯（スワンメイタン）だ。甘酸っぱい梅の味に氷砂糖の甘み、そして少し懐かしいような山査子の味が火照った身体をすうと冷やしてくれる。

酸梅湯の歴史は古く、文献をたどるとその原型は商の時代まで遡れるそうだが、いま街角で一般的に見られるものは清代に乾隆帝が作らせたものが庶民に伝わったと言われている（異説あり）。材料に漢方薬にもよく使われる烏梅、桂花などを使うため、味と香りの爽やかさのみならず、清熱降火（余分な火照りを取る）、生津止渇（体内に必要な水分を生み出し、渇きを止める）、潤喉開胃（喉を潤し、食欲を増進させる）といった漢方的な効能もあり、夏の暑さに疲れた身体にはとても良い。

昔の北京っ子は、夏ござ、竹すだれに風を感じ、蚊取り線香をたいて、右手に扇子、左手に酸梅湯で暑い夏を乗り越えた。冷房の発達した現代では、そのような姿も消えつつあるが、酸梅湯だけはいまも夏の風物詩として人々に愛飲されている。これからの季節、キンキンに冷えたビールも捨てがたいが、たまには甘酸っぱい酸梅湯を飲んで夏の疲れた身体を癒やし、在りし日の北京に思いを馳せるのも悪くないかもしれない。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
楽 楽	李 彬	
横井 傑	安 然	
屠 錦寧		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

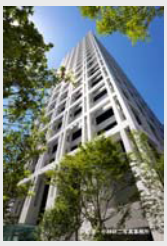

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス
Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com